



## アメリカ会社設立に関わる当社のサービス料は、\$500(全州)

**国際法務、税務、会計のプロフェッショナルがサポート致します！**

Pacific Management Center (SM) は、日米間、米国での法務、税務、会計業務を専門とする国際法律会計事務所です。当社、パンフィックマネジメントセンターでは、米国全州（50州）での会社設立と事業開始に伴う会社法務、税務、会計サービスをトータルで提供いたします。会社法、ビジネス法、税法の専門弁護士と米国のビジネスに精通した米国公認会計士が会社設立、設立後の事業の相談、サポートをワンストップでバックアップいたします。米国でビジネスを始められる方、米国で会社を設立し日本での支店登記をお考えの方、日米間のビジネスをお考えの方、是非当社にご相談ください。

### 米国での会社設立

このサービスに含まれるものは・・・

- 会社名を決めるための会社名の検索
- 登記簿 (Articles of Incorporation) の作成と州政府からの認可取得
- 連邦政府からの雇用者番号の取得
- 登録代理人 (Registered Agent ) サービス
- 住所レンタル
- 州政府からの雇用者番号の取得
- 州政府からの売上税に関わる小売認可番号の取得 (Resale ID 番号)
- その他の法律、税務、会計、ビジネスに関する一般的な相談
- その他の費用として、州政府に支払うコストが実費となります。このコストはカリフォルニア州であれば \$115、ハワイ州であれば \$75 です。その他多くの州も \$100 前後です。ですから、カリフォルニア州であれば \$615、ハワイ州であれば \$575 で完了いたします。

また、当社は税務、会計サービスも行っています。法人税の税務申告は \$350 から行っています。

## 法人の種類

### 会社の種類と特徴

これらの会社は法人格を持ち、会社自身が商取引などの法律行為を行うことができます。会社の種類には、一般的なものとして下記の三つの形態があります。

#### A. Corporation C-Corporation

日本の株式会社に対応するもので、株主の有限責任と株式の自由な譲渡性が特徴です。短所は会社レベルと株主レベルでの二重課税があげられますが、ブッシュ大統領による配当金課税の減税策により二重課税は軽減されました。また、株主がその会社の役員や従業員である場合には、配当金としてではなく、報酬として支払えば、二重課税の問題はなくなる事になります。

#### B. Limited Liability Company (LLC)

上述の C-Corporation の長所(有限責任、株式の譲渡性)とパートナーシップの特徴を持つ、ハイブリットな会社形態です。C-corporation の短所である二重課税を排除し、会社には所得税が課されません。しかし、出資者は配当金の有無に拘わらず会社の利益がそのまま自分個人の所得となります。

#### C. Partnership

数人での共同事業に適した会社形態ですが、最低一人の無限責任社員を必要としますのでリスクがある事業にはあまり適していません。

### 法人化のメリット

会社を設立し法人格を取得するメリットは、第一に、株主の有限責任です。訴訟社会のアメリカではどんなことで訴訟に巻き込まれるかわかりません。また、訴訟額も日本とは桁違いの額になる事はまれではありません。次に、株式を発行することにより、資本の調達、移動が容易になる事と、事業の継承、評価、売却がよりスムーズに行われる事が挙げられます。また、税務の分野でも、401K や Simple Plan などの非課税の特典が生かせる従業員退職年金制度の導入を行うことができます。

## 米国会社法

会社設立の方法、資本金、株主、取締役、社員

### A Article of incorporation (会社登記)

日本での会社登記簿に相当するもので、最も重要なプロセスです。州政府に会社の名前を登録するものです。米国の会社は全て州政府から法人格を認可されます。

---

### B. Bylaws (定款)

会社の基本となる約束事を明記した書類です。必ずしも必要ではありません。しかし、株主と会社の権利、義務を明記した書類ですから、株主が二人以上いる場合は作成したほうが無難です。また、銀行口座を開くときにも要求される事があります。

---

### C. Buy-Sell Agreement (株式売買契約書)

株主間の株式の売買に関わる契約書です。通常、株式は株主の意思により自由に売却することが前提です。この前提条件に制限を加えるには、事前に売買契約書を交わし、Bylaw にその趣旨を記述する必要があります。

---

### D. Capital (資本金)

米国では日本と違い、資本金に制限はありません。したがって、1ドルの資本金でも株式会社を設立することができます。現に、たくさんの資本金1ドルの会社が存在しています。

---

### E. Share Holder (株主)

株主の数や国籍に制限はありません。(S-Corporation を除く) 一人でも株主がいれば会社を起こせます。

---

### F. Director (取締役)

株主からの委託を受け、会社の基幹に関わる事項を決定する権限と責任を有します。通常は取締役の過半数の決議が決定に要されます。取締役の人数は、株主が一人であれば一人かそれ以上、株主が二人であれば、二人かそれ以上、株主が三人或いはそれ以上であれば三人かそれ以上の取締役が必要です。米国民、州の住人である必要はありません。(一部の州を除く)

---

#### G. Officer (執行社員)

取締役会の委託により、会社の経営に関する決定、執行を行います。Officer の決定は通常、取締役の過半数の議決が必要です。Chief Executive Officer, Secretary, Treasure の三人の Officer を州政府に届け出る必要があります。一人でこれらの三つの Officer を兼務することも可狎ナす。米国民、州の住民である必要はありません。(一部の州を除く)

---

#### H. Registered Agent(登録代理人)

取締役、Officer に州の住民がいない場合は、登録代理人を任命する必要があります。弊社は全州で登録代理人になることが可狎ナす。

## 米国の税法

### 連邦税と州税

米国は、50の州からなる連邦国家ですので、税法の体系は連邦税と州税の二つから成り立っています。連邦税には、所得税、法人税、社会保険税(年金)、老人保健税(Medicare)があります。現在(2003年)の所得税の最高税率は、38.6%です。個人所得税の納付は1040というフォームによって行われます。社会保険税は、12.4%で負担は労使折半が原則です。通常、社会保険税を8年間納付すれば、年金の受給権が発生します。

### 州税、地方税

州税、地方税には、州所得税、売上税、固定資産税、雇用保険税があります。なお、所得税、売上税がない州もあります。例えば、ネバダ州では、州所得税がなく、オレゴン州では、売上税がありません。他にも、CityTax などがかかる所もあります。州所得税は、その州での源泉所得に課税されます。従って、ビジネスを行っている全ての州で納税義務が発生します。売上税は、殆どの州(ハワイ州を除く)で、物品を小売したときにだけ発生します。物品の小売とは、目に見える品物を最終消費者に売却した時です。課税対象の品物にはサービスや不動産は含まれ

ません。(一部の州を除く)また、州外への販売には課税されません。売上税は品物を小売した業者が購入者より徴収し、州当局に収める必要があります。固定資産税は、多くの州では、カウnty(郡)が課税を行っています。税率はおおよそ、固定資産評価額の1%から1.5%が標準です。

当社では、これらの税務にかかわるサービス、コンサルタントを専門の公認会計士、税務弁護士が担当いたします。

## 当社の概要

### 当社、Pacific Management Center (SM)とは、

PMC は1998年の4月にカリフォルニアのコスタメサ市に設立されたコンサルタント会社で、主に米国で事業を行う日系企業に、会計、税務、企業法務、経営コンサルティング等のサービスをワンストップで提供しています。顧客は日本に上場企業の親会社を持つ米国現地法人、米国で個人で事業を始めたベンチャービジネス、日本でのみ事業を行っている米国法人、日米でのオンライン販売会社等さまざまです。

### 事務所所長、堀 隆幸の経歴

資格: 公認会計士(米国)、弁護士(米国)、社会保険労務士、中小企業診断士(元)

学歴: 明治大学法学部、オクラホマ大学大学院 MBA(ビジネス修士)、サンディエゴ大学大学院 LLM(法律学修士)

現在の職務: PMC 社の CEO Corinthian 大学教授、税法と会社法が専門

略歴: 1981年に明治大学を卒業後、損害保険代理店、社会保険労務士、中小企業診断士の仕事に従事、留学のため1989年に渡米、オクラホマ大学よりMBAを取得後、その当時の六大会計事務所の一つである、クーパーズ&ライブランド会計事務所のケンタッキー事務所で、会計監査、税務業務に従事。1994年より南カリフォルニアの日系製造会社にて経理部門、総務部門の責任者としてコントローラーの職に従事。その間にサンディエゴ大学で法律学修士(LLM)を取得。1998年よりパシフィックマネジメントセンターをカリフォルニア州コスタメサ市に設立し、現在にいたる。

全米弁護士協会会員、全米公認会計士協会会員

\* 公認会計士は CA 州と KY 州に登録。 弁護士は NY 州に登録。

## 質問コーナー

Q 現在、私は日本に住んでいます。米国に住所を持たなくても、米国 で会社を設立できるでしょうか？

A 米国に住所を持たなくても、当社提携の国際法律会計事務所があなたの会社の登録代理人 (Registered Agent) となりますので、日本にいながら米国で会社を設立、運営できます。また、会社の取締役、執行役員 (Officers) も米国籍、米国住人でなくても構いません。

Q 私は、現在、私一人で、会社設立を考えています。一人でも会社設立はできるのでしょうか？ それとも、私以外に何人かの役員が必要でしょうか？

A 米国では、ほとんどの州で一人でも、会社設立はできます。一人で、必要な役職を全て兼務できます。

Q 会社設立の依頼をしてからどのくらいで設立が完了しますか？

A 設立する州によって若干違いますが、垂オ込み書を当社で受領してから、10日から2週間で完了します。また、州政府に割増料金 (Expedite Fee) を支払えば (100ドル前後)、これよりも早く完了します。

Q 米国での事業展開を考えています。会社設立以外にどのようなサポートを提供されていますか？

A 当社では、会社設立以外に、米国で事業を展開する際に必要な法律、税務、会計、その他のマネジメント、事業代行サービスを提供しています。

Q ネバダ州は州の所得税がないと聞きました。ネバダ州で会社を設立し、カリフォルニア州で事業を行えば、州所得税はどの州にも払わないでよいのでしょうか？

A ネバダ州に、州所得税がないのは事実ですので、ネバダ州で会社を設立し、ネバダ州だけでビジネスを行えば、州所得税はどの州にも支払う必要はありません。しかし、カリフォルニア州や他州で事業を行うには、事業を行う州に登録をする必要があり、その州で発生した利益には州所得税が課されます。また、その州で登録をしなければ、その州で銀行口座を開く事も出来ません。

Q 米国で会社を設立する計画をしていますが、米国では、事業を一切行いません。どの州で設立するのが最も有利でしょうか？

A 税金面とその後の会社の維持費を考えるとハワイ州が最も有利です。ハワイ州は州所得税はありますが、カリフォルニア州のように最低所得税がありませんので、州内で事業を行わなければ州所得税は発生しません。また、毎年の維持費も州政府に25ドル支払えば会社は継続できます。さらに、ハワイ州政府は、米国では最もIT化が進んだ州の一つですので、会社設立、税務徴収 A その他の政府への届出や情報収集がオンラインで簡単にできます。

---

Q 日本でのみ事業を行いますので、米国での所得税の支払いは必要ないのでしょうか？

A 連邦政府に所得税を届ける必要があります。米国会社は、所得の源泉に関わらず、世界所得を届ける必要があります。ただ、日本で所得税を支払っていれば、支払った所得税は米国の所得税から控除されます。

---

Q カリフォルニア州の最低州税 (Franchise Tax) について教えてください？

A カリフォルニア州では、カリフォルニア州で会社設立を行った全ての会社 (Corporation, LLC) と州内で事業をおこなっている全ての会社 (Corporation, LLC) に毎年800ドルの最低州税を課しています。

---

Q 法人設立後、税務会計などの会社維持は誰かに依頼できるのでしょうか？

A 当社提携の国際法律会計事務所に依頼することができます。税務会計の専門家が貴社のサービスを行います。

---


Q 会社の設立に際し、コーポレートシール、株券は必要でしょうか？

A いいえ、必要ありません。コーポレートシールは法的に、全く効力はありません。また、使う機会は全くありませんし、単に飾りにすぎません。また、株券も発行する必要はありません。株券よりも、株主名簿、取締役会の議事録、会社に資本金が入金された証拠がより重要です。

666 Baker Street, Suite #405 Costa Mesa CA 92626 USA

tel: (714)957-6001 fax: (714)957-6006 cell: (714)957-6001

E メールでのお問い合わせ : info@infopmc.com

Copyright ©2005  Pacific Management Center All Rights Reserved.